

国民健康保険

加入

脱退

など

届出は14日以内に

三月から四月にかけては、卒業や就職などで国民健康保険に加入しているかたの移動が多くなりま
す。国保に加入して
いる世帯の世帯主は
被保険者の資格取得
・喪失が、次のいず
れかに該当するときは必ず「十四
日以内」に被保険者証と印かんを
持参して、役場福祉保健課で手続
をして下さい。

- 転入または転出したとき
 - 社会保険に加入したとき、脱退したとき
 - 出生、死亡したとき
 - 被保険者が世帯を変更したとき
 - 世帯主が住所を変更したとき
- 特に社会保険に加入したときはすみやかに資格喪失の届出をして下さい。社会保険に加入しても、その被保険者証が未交付のうちに診療をうけると、医療機関に医療費の全額を支払い、社会保険事務所に療養費の申請をすることになります。

また、交付されてからも届出をせずに引続いて国保の被保険者証で診療をうけたときは、国保の受

給資格がありませんので、国保負担分を返還していただくこととなります。

「勤務先で負傷！」 あなたの保険適用は？

問 私はA町の国民健康保険被保険者ですが、勤務先のC事業所において負傷してしまいました。当時C事業所は、労災保険未適用事業所であった為に、国保により診療をうけました。この場合国保と

労災保険の関係はどのようになるのでしょうか。

答 国民健康保険法第五十六条には、療養の給付は被保険者の当該疾病または負傷につき、労働災害補償保険法の規定による療養補償給付、長期傷病補償給付、療養給付もしくは長期傷病給付を受けることができるときは、国保からの給付は行なわれない旨の規定になっています。あなたの場合、事故当時、その事業所が労災保険に未適用であったとしても、その旨を

労働基準監督署に申し出れば、さかのぼって適用されることになり
ますので、町の給付分(七割)については返還していただくこととなります。



スピードの出し過ぎが原因

今年1月中に町内で発生した交通事故は12件。発生件数は昨年1月とほぼ同数ですが、国道での発生が減少しているのに県道、町道での発生が増加しています。

これらの事故原因は速度の出し過ぎが大部分を占めていますので、運転者はスピード違反をしないよう安全運転に心がけて下さい。

成東警察署では、速度取締りを事故多発場所付近で毎日のように実施し、交通事故撲滅に全力をあげています。

- 主な取締り場所
1. 寺方地先県道
 2. 北清水地先県道
 3. 飯岡一宮線屋形地先県道

節税や経営の安定に

特典の多い青色申告を

小規模事業所得者のみなさんにとって、大変気になる問題の一つに「税金」があります。それはなんとといっても、とられるものは少なく、というのが人情であることにもよるとは思いますが、もう一つ、小規模事業者の税金は、一般のサラリーマンと違って、初めから天引きされるのではなく、自主申告納税制度がとられていますから、この申告の仕方の巧拙によって、税負担にある程度の差が生じることにもよるのです。

経営者たるもの、まずは税金の知識を大いに習得することが、経営の必須条件であると思います。そこでぜひおすすめしたいのが「青色申告」なのです。青色申告は、毎日の取引をきちんと帳簿につけ、その帳簿に基づいて正確に所得や税額を申告すれば、税金が安くなる四十もの特典が受けられるからです。二月十六日から昭和五十二年分所得税の確定申告が始まりましたが、その最終日の三月十五日は、ことしから(昭和五十二年分)青色申告を開始しようとする人にとって税務署に「青色申告承認申請書」を提出する期限でもあります。



詳しくは東金税務署(☎04755(2)3121)まで。